

有害物質及び有害ガス等の取扱いに関する報告書

年 月 日

町田市長 様

住所

氏名

(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「条例」という）第81条・第82条・第89条・第90条の規定による申請・届出に係る工場・指定作業場における有害物質及び有害ガス等の取扱いについて報告します。

指定作業場・ 工場 の名称		業 種	
所 在 地		作業内容	

1. 有害物質（注1）の取扱い（注2）について

No.	有害物質	取扱い の有無	No.	有害物質	取扱い の有無
1	カドミウム及びその化合物	有 無	13	四塩化炭素（別名の例：テトラクロロメタン）	有 無
2	シアン化合物	有 無	14	1,2-ジクロロエタン	有 無
3	有機りん化合物 パラチオン	有 無	15	1,1-ジクロロエチレン	有 無
		有 無	16	1,2-ジクロロエチレン	有 無
		有 無	17	1,1,1-トリクロロエタン	有 無
		有 無	18	1,1,2-トリクロロエタン	有 無
4	鉛及びその化合物	有 無	19	1,3-ジクロロプロペン	有 無
5	六価クロム化合物	有 無	20	チウラム	有 無
6	砒素及びその化合物	有 無	21	シマジン	有 無
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	有 無	22	チオベンカルブ	有 無
			23	ベンゼン（別名の例：ベンゾール）	有 無
8	アルキル水銀化合物	有 無	24	セレン及びその化合物	有 無
9	ポリ塩化ビフェニル	有 無	25	ほう素及びその化合物	有 無
10	トリクロロエチレン（別名の例：トリクレン）	有 無	26	ふっ素及びその化合物	有 無
11	テトラクロロエチレン（別名の例：パーク）	有 無	27	塩化ビニルモノマー（別名：クロロエチレン）	有 無
12	ジクロロメタン（別名の例：塩化メチレン）	有 無	28	1,4-ジオキサン	有 無
備考					

(注1) 「有害物質」とは、人の健康に障害を及ぼす物質のうち水質又は土壌を汚染する原因となる物質で条例別表第4に掲げられるものをいいます。なお、このうち8、28の項目を除いたものを「特定有害物質」といいます。

(注2) 「有害物質の取扱い」とは有害物質又はこれを含むものを使用、製造、処理又は保管することをいいます。工場等の敷地内で、工場等の設置者がその事業において取り扱うことが原則となります。塗料、顔料、染料、溶剤、洗浄剤、ハンダ、溶接棒、検査試薬、薬剤、薬品、その他、取り扱う原材料や製品等に含まれる有害物質については、製造会社や納入業者からSDS（安全データシート）を取り寄せるなどして確認してください。取り扱う物質に有害物質が含まれている場合には有害物質の取扱いに該当します。

2. 有害ガス（注3）の取扱いについて

No.	有害ガス	取扱い 又は発生 の有無	No.	有害ガス	取扱い 又は発生 の有無
1	弗素及びその化合物	有 無	22	トリクロロエチレン	有 無
2	シアン化水素	有 無	23	テトラクロロエチレン	有 無
3	ホルムアルデヒド	有 無	24	ピリジン	有 無
4	メタノール	有 無	25	酢酸メチル	有 無
5	イソアミルアルコール	有 無	26	酢酸エチル	有 無
6	イソプロピルアルコール	有 無	27	酢酸ブチル	有 無
7	塩化水素	有 無	28	ヘキサン	有 無
8	アクロレイン	有 無	29	スチレン	有 無
9	アセトン	有 無	30	エチレン	有 無
10	塩素	有 無	31	二硫化炭素	有 無
11	メチルエチルケトン	有 無	32	クロルピクリン	有 無
12	メチルイソブチルケトン	有 無	33	ジクロロメタン	有 無
13	ベンゼン	有 無	34	1,2-ジクロロエタン	有 無
14	臭素及びその化合物	有 無	35	クロロホルム	有 無
15	窒素酸化物	有 無	36	塩化ビニルモノマー(別名クロロエチレン)	有 無
16	トルエン	有 無	37	酸化エチレン	有 無
17	フェノール	有 無	38	砒素及びその化合物	有 無
18	硫酸（三酸化いおうを含む。）	有 無	39	マンガン及びその化合物	有 無
19	クロム化合物	有 無	40	ニッケル及びその化合物	有 無
20	キシレン	有 無	41	カドミウム及びその化合物	有 無
21	塩化スルホン酸	有 無	42	鉛及びその化合物	有 無
備考					

(注3) 「有害ガス」とは、人の健康に障害を及ぼす物質のうち気体状又は微粒子状物質（ばい煙を除く。）で条例別表第3に掲げられるものをいいます（有害ガスそのものを使用する場合のほか、施設内での液状物質の蒸発や、乾燥施設内での蒸散など、作業工程において発生するものを含む。）。ガス、塗料、顔料、染料、溶剤、洗浄剤、薬剤、薬品、その他、取り扱う原材料や製品等に含まれる物質については、製造会社や納入業者からSDS（安全データシート）を取り寄せるなどして確認してください。

3. 「条例別表第8」の9号に掲げられる物質の発生について（注4）

No.	物質名	発生の有無	No.	物質名	発生の有無
1	アンモニア	有 無	12	クロム化合物	有 無
2	塩化水素	有 無	13	ホルムアルデヒド	有 無
3	塩素	有 無	14	アクロレイン	有 無
4	窒素酸化物	有 無	15	ホスゲン	有 無
5	二酸化いおう	有 無	16	ベンゼン	有 無
6	硫酸（三酸化いおうを含む。）	有 無	17	トルエン	有 無
7	硫化水素	有 無	18	アセトン	有 無
8	弗素化合物	有 無	19	メタノール	有 無
9	臭素化合物	有 無	20	トリクロロエチレン	有 無
10	シアン化水素	有 無	21	テトラクロロエチレン	有 無
11	塩化スルホン酸	有 無			
備考					

（注4） 条例別表第8の9号に掲げられる物質を発生する工場は、条例第78条の規定により、学校又は病院の敷地の周囲100mの区域内に設置することができません。ガス、塗料、顔料、染料、溶剤、洗浄剤、薬剤、薬品、その他、取り扱う原材料や製品等に含まれる物質については、製造会社や納入業者からSDS（安全データシート）を取り寄せるなどして確認してください。

4. 本報告を行うにおいて報告者が知っていなければならない事項

○特定有害物質の取扱いに関する事項

イ. 条例第116条の規定により、工場又は指定作業場を設置している者で、特定有害物質を取り扱い、又は取り扱った（注5）ことがある者は、当該工場若しくは指定作業場を廃止し又は主要な施設等（注6）を除却（注7）しようとするときは、汚染状況調査を実施し、その結果を市に報告する必要があります。さらに、土壌汚染があった場合は、土壌地下水汚染対策計画書を作成し、土壌汚染の除去等の措置を講じなければなりません。

（注5） 条例第116条に係る「特定有害物質の取扱い」とは特定有害物質又はこれを含むものを使用、製造、処理又は保管することをいいます。

土壌汚染対策法の有害物質使用特定施設の考え方については使用等が意図的である場合のみを対象としますが、条例では非意図的である場合であっても、不純物として含まれることが広く知られている場合や、処理の過程において特定有害物質が各種法令の排出に係る規制基準以上に含まれることを前提としている場合は、取扱いとして捉えます。

なお、明らかに土壌汚染を引き起こすおそれのない取扱い（密閉容器内での保管のみである場合）又は取扱いの総量が微量であることが明らかである場合については、調査等の対象にはなりません。

（注6） 「主要な施設」とは、工場又は指定作業場に存在する施設のうち、特定有害物質を取り扱ったことにより土壌汚染が引き起こされたおそれがある施設をいい、施設の規模の大小は問いません。

（注7） 「除却」とは、当該施設が当該土地から撤去されることをいいます。なお、除却の場合には、当該行為に伴い土壌の掘削が生じる箇所がある場合のみ、調査の対象となります。

- ロ. 条例第 75 条の規定により、有害物質を取り扱う工場又は指定作業場の設置者は、規制基準を超える汚水に含まれる有害物質の地下への浸透を防止するため、有害物質取扱施設の構造を規則で定める基準に適合させ、並びに当該有害物質取扱施設の使用及び管理の方法につき規則で定める基準を遵守しなければなりません。

○有害ガスの取扱いに関する事項

- ハ. 条例第 72 条の規定により、有害ガスを取り扱う工場又は指定作業場を設置している者は、規制基準を超える有害ガスの大気中への排出又は漏出を防止するため、有害ガス取扱施設（貯蔵施設を含む。）の構造を規則で定める基準に適合させ、並びに当該有害ガス取扱施設の使用及び管理の方法につき規則で定める基準を遵守しなければなりません。

○「条例別表第 8」に掲げられる工場について

- ニ. 「条例別表第 8」に掲げられる工場に該当する工場は、次の規制を受けます。

- 条例第 78 条の規定により、学校又は病院の敷地の周囲 100m の区域内に設置してはならない。
- 条例第 86 条の規定により、認可を受けた日から起算して 3 年を経過するごとに現況届を届け出なければならない。
- 条例第 105 条の規定により、公害防止管理者を設置しなければならない。

【条例別表第 8 位置の制限及び現況届等対象工場】

- 1 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙(ばい)焼炉、焼結炉若しくは煨(か)焼炉で、原料の処理能力が 1 施設 1 時間当たり 1 t 以上のものを有する工場
- 2 金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉で羽口面断面積が 0.5 m² 以上のもの又は液体燃料用バーナーの燃焼能力が 1 時間当たり 50 L 以上のものを有する工場
- 3 製鋼、合金鉄又は非鉄金属の製造の用に供する電気炉で変圧器の定格容量が 1000 kVA 以上のものを有する工場
- 4 動物質臓器を原料とする物品の製造を行う工場
- 5 動物質廃棄物の焼却作業を行う工場
- 6 レディミクストコンクリート又はアスファルトコンクリートの製造を行う工場
- 7 金属の厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業、鋌(びょう)打ち作業又は孔(あな)埋め作業を伴うものを行う工場
- 8 金属の鍛造で重量が 0.5 t 以上の落下錘を使用するものを行う工場
- 9 無機化学工業品若しくは有機化学工業品の製造若しくは精製又はこれらの工業品を用いる製造、加工若しくは作業を行う工場でアンモニア、塩化水素、塩素、窒素酸化物、二酸化いおう、硫酸（三酸化いおうを含む。）、硫化水素、ふっ素化合物、臭素化合物、シアン化水素、塩化スルホン酸、クロム化合物、ホルムアルデヒド、アクロレイン、ホスゲン、ベンゼン、トルエン、アセトン、メタノール、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを発生させるもの

○全般事項

- ホ. (規制基準の遵守等)

条例第 68 条の規定により、工場又は指定作業場を設置している者は、当該工場又は指定作業場から、規制基準（規制基準を定めていないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度）を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生（汚水については、地下への浸透を含む。）をさせてはなりません。